

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(加算税に係る賦課決定の手続)</p> <p>8-2 法第8条第2項の規定による加算税に係る賦課決定の手続は、次による。</p> <p>(1) 加算税（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税をいう。以下この項から8-9までにおいて同じ。）に係る賦課決定を行おうとする場合には、令第6条第2項に規定する記載事項を記入した「関税の加算税賦課決定通知書」（C-1045）2通（原本、通知用）（通関担当部門以外の部門の調査により賦課決定を行う場合には、1通を加える。）を作成し、うち1通（原本）に「関税の加算税賦課決定明細書」（C-1046）を添付して賦課決定の決議を行う。</p> <p>(2) 法第8条第4項の規定による加算税賦課決定通知書の送達は、上記(1)の加算税賦課決定通知書（通知用）を納税義務者に送達して行う。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 回付を受けた収納担当部門は、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書を点検精査のうえ、納付書の各片の「申告番号」欄に加算税賦課決定通知書の番号を記入するとともに、その第3片（領収済通知書用）の「納付の目的」欄下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを加算税賦課決定通知書（通知用）に添付して納税義務者に送達する。この場合においては、前記7の16-2(5)前段ただし書の規定</p>	<p>(加算税に係る賦課決定の手続)</p> <p>8-2 法第8条第2項<u>《加算税に係る賦課決定》</u>の規定による加算税に係る賦課決定の手続は、次による。</p> <p>(1) 加算税（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税をいう。以下この項から8-9までにおいて同じ。）に係る賦課決定を行おうとする場合には、令第6条第2項<u>《加算税賦課決定通知書の記載事項》</u>に規定する記載事項を記入した「関税の加算税賦課決定通知書」（C-1045）2通（原本、通知用）（通関担当部門以外の部門の調査により賦課決定を行う場合には、1通を加える。）を作成し、うち1通（原本）に「関税の加算税賦課決定明細書」（C-1046）を添付して賦課決定の決議を行う。</p> <p>(2) 法第8条第4項<u>《賦課決定通知書》</u>の規定による加算税賦課決定通知書の送達は、上記(1)の加算税賦課決定通知書（通知用）を納税義務者に送達して行う。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 回付を受けた収納担当部門は、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書を点検精査のうえ、納付書の各片の「申告番号」欄に加算税賦課決定通知書の番号を記入するとともに、その第3片（領収済通知書用）の「納付の目的」欄下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを加算税賦課決定通知書（通知用）に添付して納税義務者に送達する。この場合においては、前記7の16-2 <u>（更正の手続）</u> (5)前段</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>を準用する」を加える。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 法第12条の2第3項第1号の規定に基づき、正当な理由があると認められる事実により加算税を徴収しない場合には、上記(1)に準じた決議を行う。<u>この場合において、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書の記載事項のうち、必要がないと認められる事項についてはその記入を省略して差し支えない。</u> ただし、後記12の2-1の(5)に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い)</p> <p>12の2-1 法第12条の2第3項第1号に規定する「正当な理由」とは、納税申告が過少であったことについて、真にやむを得ない事由があると認められる事実に基づく税額で、当該税額に過少申告加算税を賦課することが</p>	<p>ただし書の規定を準用する」を加える。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 法第12条の2第3項の規定に基づき、正当な理由があると認められる事実により加算税を徴収しない場合、又は、同条第4項の規定に基づき加算税を徴収しない場合には、上記(1)に準じた決議を行う<u>(この場合において加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書の記載事項のうち、必要がないと認められる事項についてはその記入を省略して差し支えない。)</u> ただし、後記12の2-1 <u>《過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い》</u>の(5)に該当する場合はこの限りではない。 なお、法第12条の2第6項《累積増差税額》に規定する累積増差税額の算出に当たっては、後記12の2-1の(5)に該当し、加算税が徴収されない場合でも、当該修正申告又は更正に基づき納付すべき税額は算入することとなるが、「法第12条の2第3項に基づき、加算税が徴収されない場合には、当該修正申告又は更正により納付すべき税額は算入されないこととなるので、留意する。</p> <p>(過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い)</p> <p>12の2-1 法第12条の2第3項《過少申告加算税》に規定する「正当な理由」とは、納税申告が過少であったことについて、真にやむを得ない事由があると認められる事実に基づく税額で、当該税額に過少申告加算税を賦</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>不当又は著しく過重な負担を課すこととなる場合をいい、例えは、次に掲げる事実がある場合がこれに当たる。ただし、輸入者等の関税法その他関税に関する法律等の不知又は誤解に基づくものは、これに当たらないで留意する。</p> <p>(1) 納税申告に関して必要な輸入貨物に係る定率法別表（関税率表）の適用上の所属、税率及び課税標準等（以下(2)において「適用税番等」という。）について、輸入者等から十分な資料の提出等<u>があつた</u>にもかかわらず税関職員が輸入者に対して<u>誤った教示等</u>を行い、その教示等に<u>従つていた</u>もので、輸入者等がその教示等を信じたことについて、やむを得ないと認められる事情があるもの</p> <p>(2) 申告貨物と同一種の貨物について、過去同じ適用税番等で通関が認められた事実が確認できるもの（当該同種の貨物について税関が現物検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が<u>行つていた</u>貨物の検査のことをいう。）を含む。）を行った場合又は税関に対し、見本等分類決定に要する資料等が提出された場合に限る。）</p> <p>(3)及び(4)（省略）</p> <p>(5) 輸入者に課税標準の確定に日時を要する事情があり、法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けて貨物が引き取られた場合で、輸入の許可前に輸入者からの申し出に基づいて課税標準を確定したことによるもの</p>	<p>課することが不当又は著しく過重な負担を課すこととなる場合をいい、例えは、次に掲げる事実がある場合がこれに当たる。ただし、輸入者等の関税法その他関税に関する法律等の不知又は誤解に基づくものは、これに当たらないで留意する。</p> <p>(1) 納税申告に関して必要な輸入貨物に係る定率法別表（関税率表）の適用上の所属、税率及び課税標準等（以下(2)において「適用税番等」という。）について、輸入者等から十分な資料の提出等<u>があつた</u>にもかかわらず税関職員が輸入者に対して<u>誤った教示等</u>を行い、その教示等に<u>従つていた</u>もので、輸入者等がその教示等を信じたことについて、やむを得ないと認められる事情があるもの</p> <p>(2) 申告貨物と同一種の貨物について、過去同じ適用税番等で通關が認められた事実が確認できるもの（当該同種の貨物について税關が現物検査（貨物確認（他法令の該非の確認、關稅分類、知的財產侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従來、通關部門が<u>行つていた</u>貨物の検査のことをいう。）を含む。）を行った場合又は税關に対し、見本等分類決定に要する資料等が提出された場合に限る。）</p> <p>(3)及び(4)（同左）</p> <p>(5) 輸入者に課税標準の確定に日時を要する事情があり、法第73条第1項《<u>輸入の許可前における貨物の引取り</u>》に規定する税關長の承認を受けて貨物が引き取られた場合で、輸入の許可前に輸入者からの申し出に基づいて課税標準を確定したことによるもの</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(6) 上記(1)から(5)に掲げるもののほか、これらに類するもので、過少申告となつていたことについて真にやむを得ない理由があると認められるもの</p> <p>(修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い)</p> <p>12の2－2 法第12条の2第1項及び第4項の規定を適用する場合において、その輸入者に対する実地調査、その輸入者の取引先に対する反面調査又はその輸入者の輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては特例申告書）の内容を検討した上で、非違事項の指摘等により、当該輸入者が具体的な調査があったことを了知した後に修正申告書が提出されたと認められる場合、当該修正申告書の提出は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p> <p><u>(調査通知の相手方)</u></p> <p>12の2－3 後記105の2－4の規定は、法第12条の2第4項に規定する調査通知を行う場合について準用する。</p> <p><u>(修正申告書を受理した場合の取扱い)</u></p> <p>12の2－4 修正申告書を受理した通関担当部門は、当該修正申告書の提出が更正を予知してされたものである場合を除き、当該修正申告書の提出が</p>	<p>(6) 上記(1)から(5)に掲げるもののほか、これらに類するもので、過少申告となつていたことについて真にやむを得ない理由があると認められるもの</p> <p>(修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い)</p> <p>12の2－2 法第12条の2第4項の規定を適用する場合において、その輸入者に対する実地調査、その輸入者の取引先に対する反面調査又はその輸入者の輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては特例申告書）の内容を検討した上で、非違事項の指摘等により、当該輸入者が具体的な調査があったことを了知した後に修正申告書が提出されたと認められる場合、当該修正申告書の提出は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第12条の2第4項に規定する調査通知がある前に行われたものであるか否か等について輸入事後調査部門に照会する。</p>	
<p>(修正申告書の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い)</p>	
<p>12の2－5 修正申告書の提出が法第12条の2第4項に規定する調査通知をした日の翌日以後に行われたものであるときは、同項の規定は適用されず、同条第1項から第3項までの規定による過少申告加算税を課すこととなるので留意する。この場合において、当該調査通知に係る実地の調査が行われたか否かに問わらず、同条第4項の規定は適用されない。</p>	
<p>(修正申告書の提出が調査の終了の際の手続後に行われた場合の取扱い)</p>	
<p>12の2－6 修正申告書の提出が、次に掲げる日の翌日以後に行われたものであるときは、当該修正申告書の提出は、法第12条の2第4項に規定する調査通知がある前に行われたものとして取り扱う。</p>	
<p>(1) 法第105条の2において準用する国税通則法第74条の11第1項《調査の終了の際の手続》の規定による輸入者に対する調査の終了の手続を行った日</p>	
<p>(2) 法第105条の2において準用する国税通則法第74条の11第2項に規定する調査結果の内容に係る修正申告、更正又は決定があった日</p>	
<p>(過少申告加算税に係る「累積増差税額」の取扱い)</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>12の2－7 法第12条の2第6項に規定する累積増差税額には、同条第3項の規定に基づき控除した税額、及び同条第4項の規定の適用がある修正申告書の提出に基づいて納付すべき関税は算入されないので、これに留意する。</p>	
<p>(期限後特例申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い)</p>	<p>(期限後特例申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い)</p>
<p>12の3－2 前記12の2－2の規定は、法第12条の3第1項、第5項及び第6項の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</p>	<p>12の3－2 前記12の2－2《修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い》の規定は、法第12条の3第4項《無申告加算税を軽減する場合》の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</p>
<p>(期限後特例申告書等の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い)</p>	
<p>12の3－3 前記12の2－3から12の2－6までの規定は、法第12条の3第5項の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が同項に規定する調査通知をした日の翌日以後に行われた場合における同条第1項に規定する無申告加算税に係る取扱いに準用する。</p>	
<p>(無申告加算税に係る「累積納付税額」の取扱い)</p>	
<p>12の3－4 法第12条の3第8項に規定する累積納付税額には、同条第1項</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>ただし書、第5項及び第6項の規定の適用がある期限後特例申告書又は修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額、及び同条第4項で準用する法第12条の2第3項の規定に基づき控除した税額は算入されないので、これに留意する。</u></p> <p><u>（「無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるとき」の取扱い）</u></p> <p><u>12の3－5 法第12条の3第3項に規定する「無申告加算税等を課されたことがあるとき」の判定にあっては、次の事項に留意する。</u></p> <p>(1) <u>保税地域から引き取られる外国貨物（信書を除く。）に課される関税及び内国消費税等のうち、無申告加算税の額の基礎となる税額の属する税目と同一の税目に係る無申告加算税又は重加算税を課されたことがある場合に限り、「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当するものとする。</u></p> <p>(2) <u>法第12条の3第7項の規定により読み替えて準用する法第12条第4項の規定により、無申告加算税の額が5,000円未満である場合において、これを徴収しないときは、「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当しないものとする。</u></p> <p>(3) <u>後記105の2－2に規定する一の調査の結果、複数の輸入貨物に係る関税について無申告加算税又は重加算税をそれぞれ課すこととなる場合であっても、これらの無申告加算税又は重加算税の間では、「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当しないものとする。</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>隠蔽</u>又は<u>仮装</u>に該当する場合)</p> <p>12の4-1 法第12条の4第1項又は第2項に規定する「関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は<u>仮装</u>し」とは、例えば、次に掲げるような事実がある場合をいう。</p> <p>(1) 次に掲げる事実があること</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。以下この項において同じ。）、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の書類の作成、意図的な集計違算等を行っていること</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(2) 事後調査の際の具体的な事実について税関職員の質問に対し虚偽の答弁等を行ったこと若しくは他の者に虚偽の答弁等を行わせたこと又はその他の事実関係を総合的に判断して、申告時において、例えば、上記(1)に掲げるような事実に該当していることが、合理的に推認できること</p> <p>(重加算税対象税額の計算)</p> <p>12の4-2 重加算税の計算の基礎となる税額の計算に当たっては、法第12条の4第1項又は第2項及び令第9条の5第1項又は第2項の規定により、<u>隠蔽</u>し、又は<u>仮装</u>されていない事実のみに基づいて計算した税額を控</p>	<p>(<u>隠ぺい</u>又は<u>仮装</u>に該当する場合)</p> <p>12の4-1 法第12条の4第1項又は第2項<u>《重加算税》</u>に規定する「関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠ぺい</u>し、又は<u>仮装</u>し」とは、例えば、次に掲げるような事実がある場合をいう。</p> <p>(1) 次に掲げる事実があること</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。以下この項において同じ。）、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の書類の作成、意図的な集計違算等を行つてのこと</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(2) 事後調査の際の具体的な事実について税関職員の質問に対し虚偽の答弁等を行つたこと若しくは他の者に虚偽の答弁等を行わせたこと又はその他の事実関係を総合的に判断して、申告時において、例えば、上記(1)に掲げるような事実に該当していることが、合理的に推認できること</p> <p>(重加算税対象税額の計算)</p> <p>12の4-2 重加算税の計算の基礎となる税額の計算に当たっては、法第12条の4第1項又は第2項<u>《重加算税》</u>及び令第9条の5第1項又は第2項<u>《重加算税を課さない部分の税額の計算》</u>の規定により、<u>隠ぺい</u>し、又は</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
除して行うこととなるので、これに留意する。	
(重加算税の額を加算する場合の取扱い)	
<p><u>12の4－3 前記12の3－5の規定は、第12条の4第3項の規定により重加算税の額を加算する場合の取扱いに準用する。</u></p> <p>(期間計算に関する用語の意義)</p> <p>13－3 法第13条第2項に規定する還付加算金の計算に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1) 同項各号列記以外の部分に規定する「還付のため支払決定をする日」とは、国税資金支払命令官が還付のため支払決議を了した日をいい、「第7項の規定により充当する日」とは、令第10条第1項の規定により充当の効力が生ずることとされている日をいう。</p> <p>(2) 同項第1号に規定する「関税の納付があつた日」とは、前記12－1の(2)に規定する日をいう。</p> <p>(3) 同項第2号及び<u>令第9条の6第1号</u>に規定する「更正があつた日」とは、更正通知書が送達された日をいうが、実務的には、更正通知書を発した日にその送達があつたものと解して差し支えない。</p>	<p>仮装されていない事実のみに基づいて計算した税額を控除して行うこととなるので、これに留意する。</p> <p>(期間計算に関する用語の意義)</p> <p>13－3 法第13条第2項<u>《還付加算金の起算日》</u>に規定する還付加算金の計算に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1) 同項各号列記以外の部分<u>《還付加算金の計算》</u>に規定する「還付のため支払決定をする日」とは、国税資金支払命令官が還付のため支払決議を了した日をいい、「第7項の規定により充当する日」とは、令第10条第1項<u>《過誤納金の充当》</u>の規定により充当の効力が生ずることとされている日をいう。</p> <p>(2) 同項第1号<u>《更正等により確定した関税に係る過納金》</u>に規定する「関税の納付があつた日」とは、前記12－1<u>（延滞税に関する用語の意義）</u>の(2)に規定する日をいう。</p> <p>(3) 同項第2号<u>《更正の請求に基づく減額更正による過納金》</u>及び<u>令第9条の2第1号《納税申告により確定した関税に係る減額更正による過納金》</u>に規定する「更正があつた日」とは、更正通知書が送達された日を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<p>いうが、実務的には、更正通知書を発した日にその送達が<u>あつた</u>ものと解して差し支えない。</p>